

コロナ後に向けた経済システムの再構築

－ 新しい資本主義による持続的成長の実現に向けて －

令和4年4月12日
鈴木金融担当大臣
提出資料

コロナ後に向けた経済システムの再構築関連

世界に開かれた国際金融センター 2.0

－新しい資本主義による持続的成長の実現に向けて－

国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、新しい資本主義により、「人」の重視や成果の家計への還元を実現し、持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築する。

1

成長資金の供給促進と成果の還元

2

サステナブルファイナンスの推進

3

海外金融事業者の参入促進

1. 成長資金の供給促進と成果の還元

- **スタートアップ等への円滑な資金供給**を通じて持続的な経済成長を実現するとともに、その**成果を家計に還元**し、**安定的な資産形成**を促進していく（⇒**成長と分配の好循環の実現**）。

1. 成長・分配の両立に向けた資金の好循環の確立

- 企業価値向上において重要な人材戦略（人的投資や多様性確保）など、非財務情報開示を充実〔今春とりまとめ〕
- 法令上の四半期報告を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」〔今春とりまとめ〕
（その位置づけなどは、四半期以外のタイムリーな開示のあり方と併せて、年内に検討）



2. スタートアップ・事業再生資金の円滑な供給

- 不動産担保・経営者保証によらない、無形資産も含む事業全体に対する担保権（事業成長担保権）の早期制度化
- IPO（新規株式公開）における価格付けの適正化等も含めた上場プロセスの見直し〔6月以降、順次実施〕
- 取引所外の私設取引システムの機能向上〔年内とりまとめ〕
（取扱商品に非上場株式等を追加、売買高制限の緩和）

3. 家計の安定的な資産形成、成長資金の供給 （貯蓄から投資への流れの促進）

- 家計による金融商品への投資を支援する環境整備（つみたてNISA等）
- 顧客のニーズに適した運用商品の提供や、手数料などに関する適切なアドバイス・情報提供を促進〔年内とりまとめ〕
- 勧誘・報告書面の内容の充実とデジタル化〔年内とりまとめ〕

2. サステナブルファイナンスの推進

➤ 気候変動等の社会的課題の解決に資する金融（サステナブルファイナンス）の取組みを進め、**日本企業の強みが適切に評価**され、内外の投資資金が円滑に供給される環境を整備する。

1. ESG投資情報の集約・可視化

- ESGに関する投資や資金調達を後押しするため、ESG投資情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXが立上げ〔年央目途〕

3. 企業による取組みの推進

- 気候変動対応等に関する開示の充実に向けた方策（記載欄の設定）をとりまとめ〔今春〕
- ソーシャルボンドの発行を促進するため、社会的効果を測定する「指標集」案を公表〔年央目途〕

投資家



資金の提供



企業



設備投資等



グリーン



トランジション



投融資先支援

金融機関



2. ESG市場の透明性・信頼性向上

- ESG評価機関について、評価の透明性・公平性を確保するため、「ESG評価機関の行動規範」を策定〔今夏〕
- 環境配慮をうたいながら実際は事実と異なるESG関連投資信託に関して、資産運用会社に対する監督上の目線を公表〔5月目途〕

4. 金融機関と企業の対話促進

- 「金融機関向けのガイダンス」案を公表し、企業の気候変動対応の支援を促進〔4月〕
- 「GXリーグ」と連携し、金融・産業の対話を促進

(注) GXリーグ：脱炭素に挑戦する企業が、カーボンクレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、経産省が設立予定。3月末まで賛同企業を募集し、440社が賛同。

3. 海外金融事業者の参入促進

- 我が国には約2,000兆円の家計金融資産が存在。海外金融事業者を誘致することで、**資産運用ビジネスの更なる活性化**とともに、**雇用・産業の創出や経済力の向上**を目指していく。
- **ポストコロナ**を見据えて、海外金融事業者の参入促進に向けた**取組みを本格稼働**する。

省庁等横断的な総合政策パッケージ

1. 税制・規制上のボトルネック除去

- 税制上の措置（法人税・相続税・所得税）
〔2021年4月〕
- 海外運用業者向けの簡素な参入手続の創設
〔2021年11月〕

2. 情報発信の強化

- 政府一丸となった積極的なプロモーションの展開
〔これまでに約40回、延べ約4,400名参加〕
- 専用のウェブサイト立上げ
〔2021年3月〕
- 金融庁公式LinkedInアカウント開設〔2022年1月〕
- AIを用いたテキスト・音声翻訳サービスの導入／
「金融専用モデル」を構築し、翻訳機能を高度化
〔導入：2021年4月、高度化：2022年3月〕

3. ビジネス環境の構築

- 海外資産運用業者を対象に、事前相談・登録・監督を英語でワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」を設置
〔2021年1月〕
〔これまでに全て英語で7件登録〕
※ 英語対応の対象に、「英語対応が可能な顧客を相手とし、海外でも業務実績のある外国証券会社」を新たに追加
〔2022年3月〕
- 在留資格の利便性向上
〔2021年7月〕
（資産運用業者の在留資格に関する特例措置、高度外国人材に対する家事使用人の要件緩和等）
- ビザ取得や住宅・医療等の生活面を含む、官民一体の金融創業支援ネットワークを構築
〔2021年6月開始〕